

令和4年度

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

1. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

2. 支給対象者

(ひとり親世帯分) 以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方（申請不要）

②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請必要）

（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請必要）

(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

以下の④⑤の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

■令和4年4月分以降の
児童手当または特別児童扶養手当を受給している方
④ または

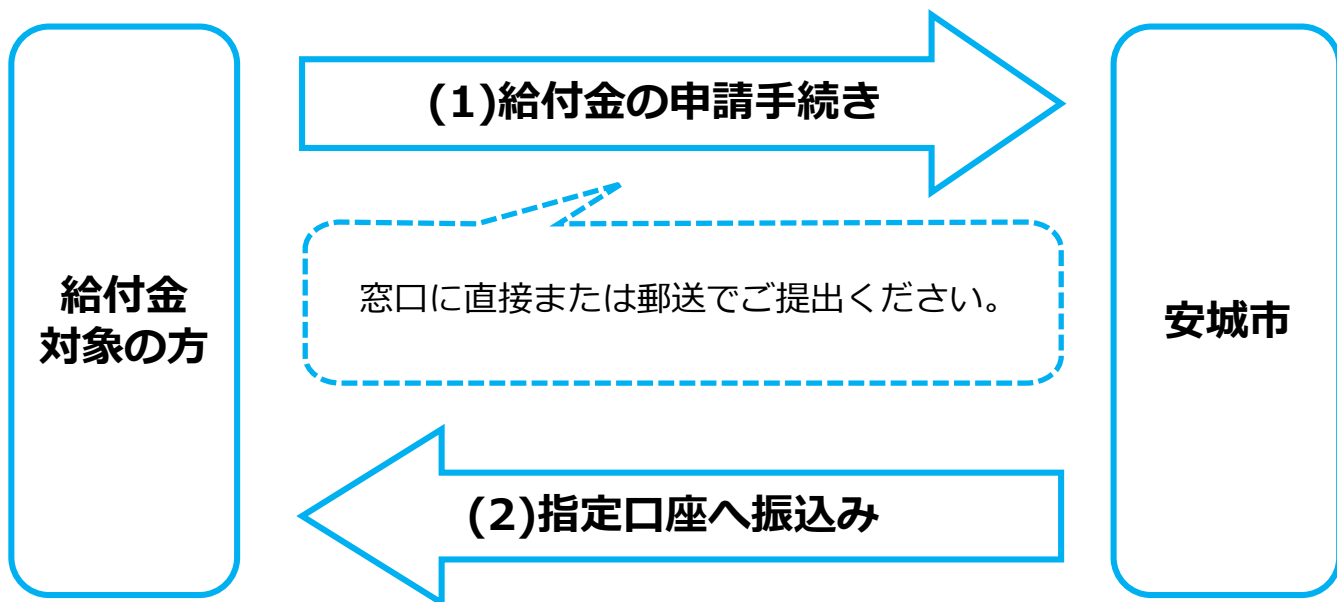
■令和4年3月31日において、平成16年4月2日から
平成19年4月1日までに生まれた児童を養育している方

■令和4年度 **住民税(均等割)が非課税**の方（一部申請必要）
または

⑤ ■新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し
令和4年1月1日以降の収入が **住民税非課税相当**の収入
となった方（申請必要）

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3. 給付金の支給手続き



■支給にあたっては、申請が**必要な場合**と**不要な場合**があります。

※詳細については、下記までお問い合わせください。

令和5年2月28日（火）までが申請期限です！

厚生労働省 コールセンター

0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

安城市役所 子育て支援課 児童給付係

（受付時間：平日8:30～17:15）本庁舎 3・4番窓口

ひとり親世帯分 受付窓口

0566-71-2229



ひとり親世帯以外の子育て世帯分 受付窓口

0566-71-2227



**「令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。